

令和6年度事業報告の件

令和6年4月1日、民法改正等により相続登記の申請が義務化された。施行前に開始した相続にも義務化は適用されるため、市民への周知の必要性や相談体制の拡充を最重要事業として位置づけ、各部にて積極的に事業を展開した。

まずは、広報部門であるが、空き家・所有者不明土地問題が深刻化するなかで、相続・遺言を前面に広報を展開してきた。特に、「相続登記申請義務化」というキャッチーな文言を多用しつつ、3年の猶予があることを正確に周知することを同時に行った。一般の市民は、相続登記申請義務化＝罰則に目が向きがちであるが、我々専門家が、丁寧に改正部分の制度趣旨から説明することにより、相談者に安心感をもたらし、ひいては改正による実務の混乱を抑える役割として有益な広報事業を展開できたと考えている。

また、企画部門では、学校や高齢者向けの法律教室などの出前講座のニーズがコロナ禍前に近づいてきた。未成年向けには消費者問題を、高齢者向けには相続や遺言、成年後見制度についてそれぞれ講座を開設し、受講者の満足度も高かったと思われる。

そして、福島地方法務局主催の自筆証書遺言書セミナーにて講師やその後の相談を担当し、更に司法書士の認知度が向上した。

次に、相談部門では、上記広報部門で行った広報事業を受けて、総合相談センターの面談相談が順調に稼働している。また、福島地方法務局や福島県土地家屋調査士会との共催による相続登記義務化を受けた相談会（各地法務局又は各自治体施設）でも多数の相談員を派遣し、市民のニーズに応えている。相談時にも3年の猶予を正確に説明することで司法書士の専門性が発揮されている。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年が経過したが、いまだに東電に対する損害賠償請求は残されている。法テラスや被災自治体への相談員派遣に加え、原発事故による損害賠償請求に関する相談会を原子力損害賠償紛争解決センターの協力を得て実施するなど原発ADR申立支援の相談活動を展開してきたところだが、その拠点となるふたば災害復興支援事務所（常駐司法書士 石名部穰会員）について、日本司法書士会連合会と本会、石名部穰会員との3者にて、設置継続が令和9年3月31日まで延長された。また、ふたば災害復興支援事務所の設置場所である広野町からは、引き続き土地の無償提供を快諾頂いた。長年の相互信頼関係の上に、広野町とは令和7年3月5日、災害時における被災者相談業務の実施に関する協定を締結し、相談業務を中心とした法的支援を積極的に行うことになった。

研修部門は、日々多様化している司法書士業務や、司法書士制度の発展に向けて会員一人一人がプロフェッションとしての能力を担保するために欠かすことのできない機会を提供している。特に犯罪収益移転の防止に関する法律が改正されたことにより、本人確認が場合分け、複雑化している中、研修委員会メンバーを中心に倫理研修にて分かり易く解説頂いた。また、日本司法書士会連合会や東北ブロック司法書士会から提供される研修素材は充実しているので、事務所に居ながらにして多種多様な研修を受けることができると共に、各支部においても集合研修の取り組みをしていただき研修会での会員交流も復活してきている。

総務・経理部門は、コロナ禍で得た恩恵ともいえるWEB会議併用が一般化しており、事務局運営においては、無駄を省いた効率化・近代化を徹底した結果、安定した運営、会員サービスを提供できている。また、就業等に関する規程を明確化したことにより、事務局員の就業環境も安定している。

本会の歩みと社会情勢の変化とを有機的に記録化して「福島県司法書士会史」を編纂するため設置した会史編纂室では名誉会長らを中心に原稿執筆も進めていただいている。

会務運営を支えていただいた会員の皆様、事務局職員、役員委員の皆様に深い感謝を申し上げます。